

特別養護老人ホーム光輝苑 ショートステイ 料金表

令和8年6月から 単位＝円

段階区分	要介護度	基本単位	機能訓練 体制加算	夜勤職員 配置加算Ⅰ	サービス提供体 制強化加算Ⅲ	合計(A)	(A)×介護職員等 処遇改善加算Ⅱイ (15.9%)=(B)	滞在費(C)	食費(D)	総合計 (A)+(B)+(C)+(D)
1	要介護1	603	12	13	6	634	101	380	300	680
2								480	600	1,815
3-①								880	1,000	2,615
3-②								880	1,300	2,915
4								1,260	1,700	3,695
1	要介護2	672	12	13	6	703	112	380	300	680
2								480	600	1,895
3-①								880	1,000	2,695
3-②								880	1,300	2,995
4								1,260	1,700	3,775
1	要介護3	745	12	13	6	776	123	380	300	680
2								480	600	1,979
3-①								880	1,000	2,779
3-②								880	1,300	3,079
4								1,260	1,700	3,859
1	要介護4	815	12	13	6	846	135	380	300	680
2								480	600	2,061
3-①								880	1,000	2,861
3-②								880	1,300	3,161
4								1,260	1,700	3,941
1	要介護5	884	12	13	6	915	145	380	300	680
2								480	600	2,140
3-①								880	1,000	2,940
3-②								880	1,300	3,240
4								1,260	1,700	4,020

※段階区分1 : 第1段階 (生活保護受給者)

段階区分2 : 第2段階 (市民税非課税世帯・公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80.9万円以下・預貯金等650万円以下)

段階区分3-① : 第3段階①(市民税非課税世帯・公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80.9万円超120万円以下・預貯金等550万円以下)

段階区分3-② : 第3段階②(市民税非課税世帯・公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が120万円超・預貯金等500万円以下)

段階区分4 : 第4段階 (市民税課税世帯)

※公的年金等収入金額には非課税年金を含む。 ※夫婦世帯における配偶者の上乗せ分は1000万円。

○送迎加算 片道 184単位

特別養護老人ホーム光輝苑 ショートステイ 料金表

令和8年6月から 単位＝円

段階区分	要介護度	基本単位	機能訓練 体制加算	夜勤職員 配置加算Ⅰ	サービス提供体 制強化加算Ⅲ	合計(A)	(A)×介護職員等 処遇改善加算Ⅱイ (15.9%)=(B)	滞在費(C)	食費(D)	総合計 (A)+(B)+(C)+(D)
1	要支援1	451	12		6	469	75	380	300	680
2								480	600	1,624
3-①								880	1,000	2,424
3-②								880	1,300	2,724
4								1,260	1,700	3,504
1	要支援2	561	12		6	579	92	380	300	680
2								480	600	1,751
3-①								880	1000	2,551
3-②								880	1,300	2,851
4								1,260	1,700	3,631

※段階区分1 : 第1段階 (生活保護受給者)

段階区分2 : 第2段階 (市民税非課税世帯・公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80.9万円以下・預貯金等650万円以下)

段階区分3-① : 第3段階①(市民税非課税世帯・公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80.9万円超120万円以下・預貯金等550万円以下)

段階区分3-② : 第3段階②(市民税非課税世帯・公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が120万円超・預貯金等500万円以下)

段階区分4 : 第4段階 (市民税課税世帯)

※公的年金等収入金額には非課税年金を含む。 ※夫婦世帯における配偶者の上乗せ分は1000万円。

○送迎加算 片道 184単位